

名護市告示第19号

名護市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成20年9月29日条例第19号）第19条第1項の規定により適正処理困難物を別紙のとおり指定するので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年2月13日

名護市長 渡具知 武豊



適正処理困難物の指定について ～別紙

(別紙)

適正処理困難物の指定について

数	品目
1	特別管理医療廃棄物（注射針、感染性廃棄物等）
2	がれき類（コンクリート、ブロック、レンガ、タイル等）
3	金庫（耐火金庫等）
4	自動車（部品を含む）
5	消火器
6	水道タンク（金属製を除く）
7	ソーラーシステム
8	電動カート（電動福祉車両）
9	強化プラスチック製品（FRP製品、サーフボード等）
10	タイヤ
11	塗料等（トナーを含む）
12	農薬。劇薬
13	廃油（オイル、ガソリン等）
14	バイク（部品を含む）
15	バッテリー
16	ピアノ
17	ビリヤード台
18	プロパンガスボンベ
19	薬品類（アンモニア等）
20	ポータブル電源（モバイルバッテリーを除く）
21	業務用家電製品（冷蔵庫、冷凍庫、エアコン等）
22	発煙筒
23	パソコン